

令和6年度第1回龍ヶ崎市特別職報酬等審議会

日 時：令和7年1月30日（木）

午前10時から

場 所：龍ヶ崎市役所5階 第1委員会室

会 議 次 第

1 開会

2 議事

(1)会長の互選について

(2)職務代理について

(3)市長・副市長・教育長の給与について

(4)議員報酬の額について

3 その他

4 閉会

令和 6 年度

龍ヶ崎市特別職報酬等審議会

第 1 回資料

令和 7 年 1 月 3 0 日（木）総務部人事行政課

目 次

1	市長・副市長・教育長の給与、議員報酬等一覧・・・・・・・・・・	1
2	給与・報酬改定経過・・・・・・・・・・	2、2-2
3	市議会開催日数と議員活動内容・・・・・・・・・・	3
4	市長・副市長・教育長の給与比較（県内32市）・・・・・・・・・・	4
4-2	議員の報酬比較（県内32市）・・・・・・・・・・	5
4-3	期末手当支給率比較（県内32市）・・・・・・・・・・	6
4-4	財政状況比較（県内32市／令和4年度）・・・・・・・・・・	7、7-2
4-5	人口等類似市（Ⅱ-3）の状況（関東17市）・・・・・・・・・・	8、8-2
5	議員報酬、職員給与、民間企業従業員給与の推移・・・・・・・・・・	9

【参考資料】

- 1 龍ヶ崎市特別職報酬等審議会条例
- 2 龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
- 3 龍ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

【資料1】市長・副市長・教育長の給与、議員報酬等一覧表

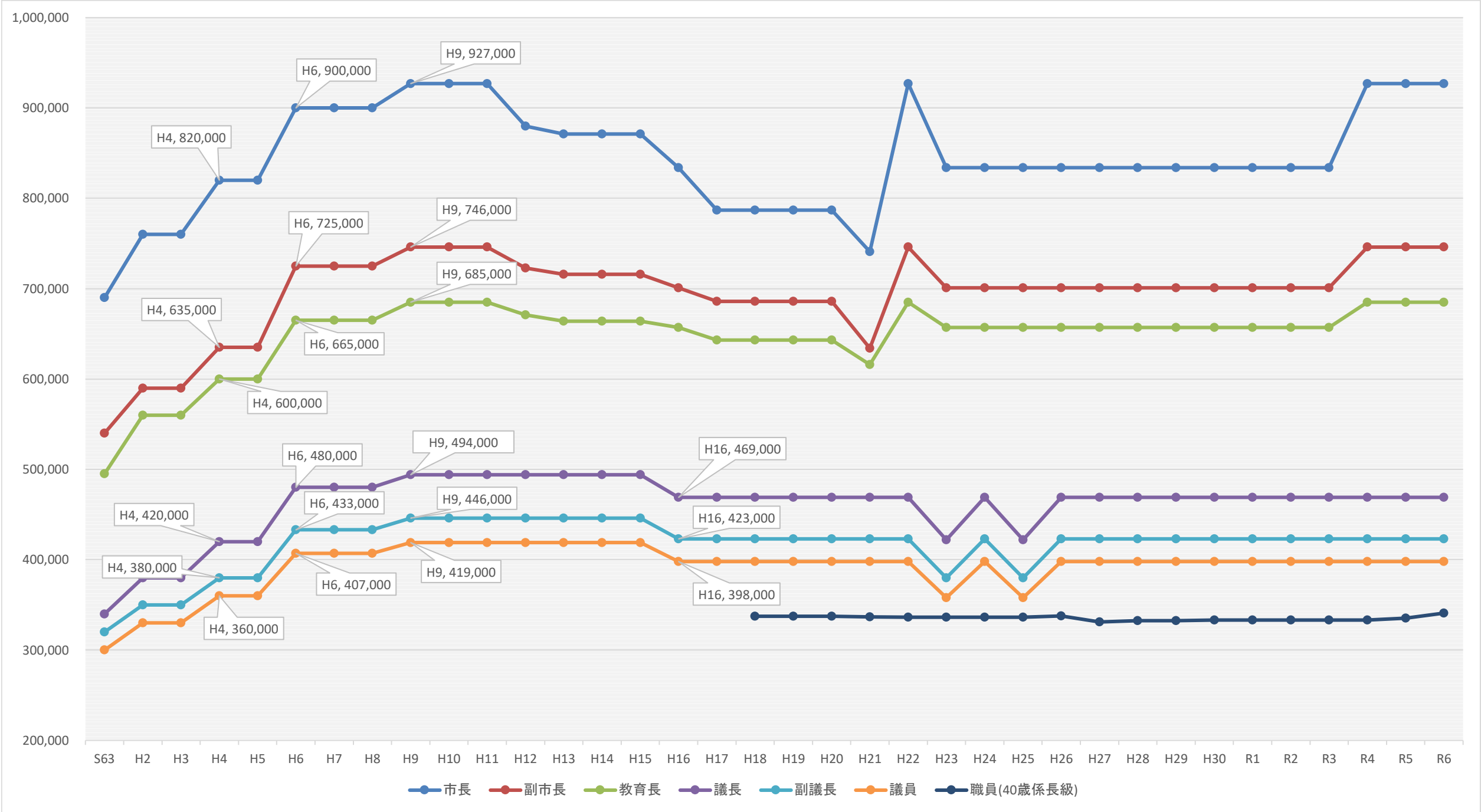
	給料・報酬(円)		期末手当(年額) (円)	合計(年額) (円)	期末手当支給率
	月額	年額			
市長	927,000	11,124,000	3,105,450	14,229,450	6月 給与月額×100%(期間率)×1.675月(支給月数) 12月 給与月額×100%(期間率)×1.675月(支給月数) 合計 3.35月分
副市長	746,000	8,952,000	2,499,100	11,451,100	
教育長	685,000	8,220,000	2,294,750	10,514,750	
議長	469,000	5,628,000	1,571,150	7,199,150	6月 報酬月額×100%(期間率)×1.675月(支給月数) 12月 報酬月額×100%(期間率)×1.675月(支給月数) 合計 3.35月分
副議長	423,000	5,076,000	1,417,050	6,493,050	
議員	398,000	4,776,000	1,333,300	6,109,300	

<参考> 一般職員

	6月	12月	年間
期末勤勉手当	2.25月分	2.25月分	4.50月分

(令和6年度の標準的な支給率)

【資料2】給与・報酬改定経過



	市長	副市長	教育長	議長	副議長	議員		職員(40歳係長級)
S63	690,000	540,000	495,000	340,000	320,000	300,000	↑	
H2	760,000	590,000	560,000	380,000	350,000	330,000	↑	
H3	760,000	590,000	560,000	380,000	350,000	330,000	→	
H4	820,000	635,000	600,000	420,000	380,000	360,000	↑	
H5	820,000	635,000	600,000	420,000	380,000	360,000	→	
H6	900,000	725,000	665,000	480,000	433,000	407,000	↑	
H7	900,000	725,000	665,000	480,000	433,000	407,000	→	
H8	900,000	725,000	665,000	480,000	433,000	407,000	→	
H9	927,000	746,000	685,000	494,000	446,000	419,000	↑	
H10	927,000	746,000	685,000	494,000	446,000	419,000	→	
H11	927,000	746,000	685,000	494,000	446,000	419,000	→	
H12	880,000	723,000	671,000	494,000	446,000	419,000	→	
H13	871,000	716,000	664,000	494,000	446,000	419,000	→	
H14	871,000	716,000	664,000	494,000	446,000	419,000	→	
H15	871,000	716,000	664,000	494,000	446,000	419,000	→	
H16	834,000	701,000	657,000	469,000	423,000	398,000	→/↓	
H17	787,000	686,000	643,000	469,000	423,000	398,000	→	
H18	787,000	686,000	643,000	469,000	423,000	398,000	→	337,300
H19	787,000	686,000	643,000	469,000	423,000	398,000	→	337,300
H20	787,000	686,000	643,000	469,000	423,000	398,000	→	337,300
H21	741,000	634,000	616,000	469,000	423,000	398,000	→	336,700
H22	927,000	746,000	685,000	469,000	423,000	398,000	→	336,500
H23	834,000	701,000	657,000	422,000	380,000	358,000	→	336,500
H24	834,000	701,000	657,000	469,000	423,000	398,000	→	336,500
H25	834,000	701,000	657,000	422,000	380,000	358,000	→	336,500
H26	834,000	701,000	657,000	469,000	423,000	398,000	→	337,700
H27	834,000	701,000	657,000	469,000	423,000	398,000	→	331,100
H28	834,000	701,000	657,000	469,000	423,000	398,000	→	332,600
H29	834,000	701,000	657,000	469,000	423,000	398,000	→	332,600
H30	834,000	701,000	657,000	469,000	423,000	398,000	→	333,400
R1	834,000	701,000	657,000	469,000	423,000	398,000	→	333,400
R2	834,000	701,000	657,000	469,000	423,000	398,000	→	333,400
R3	834,000	701,000	657,000	469,000	423,000	398,000	→	333,400
R4	927,000	746,000	685,000	469,000	423,000	398,000	→	333,400
R5	927,000	746,000	685,000	469,000	423,000	398,000	→	335,400
R6	927,000	746,000	685,000	469,000	423,000	398,000	→	340,900

※黄マーカー部分は、臨時特例により減額された後の金額

【資料3】市議会開催日数と議員活動内容

市議会の開催日数

	本会議			常任委員会					その他				総計
	定例会	臨時会	計	総務	文教福祉	環境生活	都市経済	計	議会運営委員会	全員協議会	広報委員会	計	
令和2年度	18	3	21	4	4	4		12	21	15	9	45	78
令和3年度	21	2	23	5	5	5		15	22	19	9	50	88
令和4年度	20	1	21	4	4	4		12	21	17	8	46	79
令和5年度	23	1	24	4	4		4	12	19	20	9	47	83
令和6年度	18	1	19	3	4		3	10	8	11	6	25	54

※ 令和5年度に環境生活委員会から都市経済委員会に改称
令和6年度は令和6年12月末までの実績
附属機関及び一部事務組合会議を除く

(議会事務局作成)

議員活動内容

- ・議員は市長と同じく直接選挙を経て、住民の代表者として多様な議員活動を行う。
- ・議員の活動は、基本的に勤務時間や勤務地の制約がなく、議会会期外や議場外の活動等も広く行われている。
- ・行政事務の広範多様化、高度専門化に伴い、議員活動領域も拡大してきている。
- ・市議会以外の議員活動
議会に提出された議案や一般質問に関する調査・研究・会派・個人による研修会参加、市主催行事・各種団体会議等への参加、市民相談や要望活動 等

【資料4-1】市長・副市長・教育長の給与比較(県内32市)

令和6年4月1日現在

市名	人口 (人) 順位		市長 (円) 順位		副市長 (円) 順位		教育長 (円) 順位	
水戸市	269,196	1	1,075,000	1	855,000	1	775,000	1
日立市	168,877	3	1,030,000	2	855,000	1	755,000	2
土浦市	141,977	5	968,000	4	790,000	3	710,000	3
古河市	140,238	6	970,000	3	770,000	6	670,000	8
石岡市	70,540	14	880,000	11	700,000	14	660,000	10
結城市	49,754	20	855,000	18	680,000	19	640,000	15
龍ヶ崎市	75,453	11	927,000	7	746,000	8	685,000	6
下妻市	42,153	24	830,000	24	670,000	22	630,000	21
常総市	60,934	16	870,000	15	720,000	9	660,000	10
常陸太田市	46,976	22	885,000	10	705,000	13	665,000	9
高萩市	25,909	32	845,000	20	695,000	16	635,000	20
北茨城市	40,472	25	870,000	15	714,000	12	651,000	13
笠間市	72,918	12	900,000	9	720,000	9	650,000	14
取手市	105,981	7	876,000	14	718,000	11	658,000	12
牛久市	83,920	10	880,000	11	680,000	19	640,000	15
つくば市	254,949	2	927,000	7	762,000	7	680,000	7
ひたちなか市	155,188	4	963,000	5	778,000	4	710,000	3
鹿嶋市	65,493	15	836,000	22	667,000	23	602,000	26
潮来市	26,399	31	784,000	28	608,000	29	550,000	29
守谷市	70,627	13	800,000	27	646,000	26	604,000	24
常陸大宮市	38,416	27	820,000	26	643,000	28	600,000	27
那珂市	53,348	18	841,000	21	650,000	24	604,000	24
筑西市	100,213	8	957,000	6	775,000	5	703,000	5
坂東市	52,211	19	850,000	19	687,000	17	625,000	22
稲敷市	37,425	29	780,000	29	680,000	19	640,000	15
かすみがうら市	40,173	26	779,000	30	592,000	31	546,000	30
桜川市	38,026	28	834,000	23	644,000	27	580,000	28
神栖市	93,909	9	880,000	11	700,000	14	640,000	15
行方市	31,873	30	775,000	31	598,000	30	546,000	30
鉾田市	46,685	23	745,000	32	571,000	32	536,000	32
つくばみらい市	53,441	17	821,000	25	650,000	24	606,000	23
小美玉市	48,547	21	856,000	17	684,000	18	640,000	15

【資料4-2】議員の報酬比較(県内32市)

令和5年12月31日現在

市名	議員 定数 (人)	人口 (人) 順位	議長 (円) 順位	副議長 (円) 順位	議員 (円) 順位
水戸市	28	268,843 1	700,000 1	630,000 1	590,000 1
日立市	24	168,877 3	615,000 2	550,000 2	510,000 2
土浦市	24	141,977 5	570,000 3	500,000 4	467,000 4
古河市	24	140,238 6	500,000 6	450,000 6	400,000 9
石岡市	22	70,540 14	439,000 20	401,000 18	382,000 18
結城市	18	49,754 20	440,000 19	395,000 20	380,000 19
龍ヶ崎市	22	75,453 11	469,000 10	423,000 12	398,000 12
下妻市	18	42,153 24	430,000 21	390,000 22	370,000 21
常総市	20	60,934 16	460,000 13	425,000 10	400,000 9
常陸太田市	17	46,976 22	450,800 17	406,700 17	387,100 17
高萩市	14	25,909 32	455,000 16	395,000 20	375,000 20
北茨城市	19	40,472 25	461,000 12	413,000 13	391,000 14
笠間市	22	72,918 12	460,000 13	425,000 10	400,000 9
取手市	24	105,981 7	494,000 7	444,000 7	411,000 6
牛久市	22	83,920 10	450,000 18	410,000 15	390,000 15
つくば市	28	254,949 2	547,000 4	480,000 5	447,000 5
ひたちなか市	25	155,188 4	541,000 5	504,000 3	470,000 3
鹿嶋市	20	65,493 15	396,000 27	363,000 27	342,000 28
潮来市	16	26,399 31	327,000 32	279,000 32	259,000 32
守谷市	20	70,627 13	430,000 21	397,000 19	367,000 22
常陸大宮市	18	38,416 27	410,000 26	370,000 25	350,000 25
那珂市	18	53,348 18	464,000 11	413,000 13	395,000 13
筑西市	24	100,213 8	489,000 8	433,000 8	410,000 7
坂東市	20	52,211 19	475,000 9	430,000 9	405,000 8
稲敷市	18	37,425 29	420,000 24	380,000 24	360,000 24
かすみがうら市	16	40,173 26	334,000 31	285,000 31	269,000 31
桜川市	16	38,026 28	394,000 28	361,000 28	345,000 27
神栖市	23	93,909 9	460,000 13	410,000 15	390,000 15
行方市	18	31,873 30	360,000 29	306,000 29	288,000 29
銚田市	18	46,685 23	350,000 30	300,000 30	280,000 30
つくばみらい市	18	53,441 17	426,000 23	384,000 23	362,000 23
小美玉市	20	48,547 21	411,000 25	370,000 25	349,000 26

【資料4-3】期末手当支給率比較(県内32市)

令和6年4月1日現在

市名	期末手当年間支給率	
	市長・副市長・教育長	議員
水戸市	給与×1.45(加算率)×3.4月	報酬×1.45(加算率)×3.4月
日立市	給与×1.45(加算率)×3.4月	報酬×1.2(加算率)×3.4月
土浦市	給与×1.15(加算率)×3.35月	報酬×1.15(加算率)×3.35月
古河市	給与×1.15(加算率)×3.4月	報酬×1.15(加算率)×3.4月
石岡市	給与×1.15(加算率)×3.4月	報酬×1.15(加算率)×3.4月
結城市	給与×1.15(加算率)×3.4月	報酬×1.15(加算率)×3.4月
龍ヶ崎市	給与×1.15(加算率)×3.35月	報酬×1.15(加算率)×3.35月
下妻市	給与×1.15(加算率)×3.4月	報酬×1.15(加算率)×3.4月
常総市	給与×1.15(加算率)×3.4月	報酬×1.15(加算率)×3.4月
常陸太田市	給与×1.15(加算率)×3.4月	報酬×1.15(加算率)×3.4月
高萩市	給与×1.15(加算率)×3.25月	報酬×1.15(加算率)×3.25月
北茨城市	給与×1.15(加算率)×3.4月	報酬×1.15(加算率)×3.4月
笠間市	給与×1.15(加算率)×3.4月	報酬×1.15(加算率)×3.4月
取手市	給与×1.15(加算率)×3.4月	報酬×1.15(加算率)×3.4月
牛久市	給与×1.15(加算率)×3.4月	報酬×1.15(加算率)×3.4月
つくば市	給与×1.15(加算率)×3.4月	報酬×1.15(加算率)×3.4月
ひたちなか市	給与×1.15(加算率)×3.4月	報酬×1.15(加算率)×3.4月
鹿嶋市	給与×1.15(加算率)×3.4月	報酬×1.15(加算率)×3.4月
潮来市	給与×1.15(加算率)×3.4月	報酬×1.15(加算率)×3.4月
守谷市	給与×1.15(加算率)×3.4月	報酬×1.15(加算率)×3.4月
常陸大宮市	給与×1.15(加算率)×3.4月	報酬×1.15(加算率)×3.4月
那珂市	給与×1.15(加算率)×3.4月	報酬×1.15(加算率)×3.4月
筑西市	給与×1.2(加算率)×3.4月	報酬×1.2(加算率)×3.4月
坂東市	給与×1.15(加算率)×3.4月	報酬×1.15(加算率)×3.4月
稲敷市	給与×1.15(加算率)×3.4月	報酬×1.15(加算率)×3.4月
かすみがうら市	給与×1.15(加算率)×3.4月	報酬×1.15(加算率)×3.4月
桜川市	給与×1.2(加算率)×3.4月	報酬×1.2(加算率)×3.4月
神栖市	給与×1.15(加算率)×3.4月	報酬×1.15(加算率)×3.4月
行方市	給与×1.15(加算率)×3.4月	報酬×1.15(加算率)×3.4月
銚田市	給与×1.15(加算率)×3.4月	報酬×1.15(加算率)×3.4月
つくばみらい市	給与×1.15(加算率)×3.4月	報酬×1.15(加算率)×3.4月
小美玉市	給与×1.15(加算率)×3.4月	報酬×1.15(加算率)×3.4月

【資料4-4】財政状況比較(県内32市/令和4年度)

市名	歳出総額 (千円)	市税収入 (千円)	人件費 (千円)	議会費 (千円)	財政力指数	財政調整基金 (令和4年度末) (千円)
水戸市	135,235,114	42,089,956	17,779,102	501,673	0.81	5,755,760
日立市	77,637,142	28,108,365	12,958,184	404,744	0.79	7,851,693
土浦市	57,106,026	23,299,118	8,513,584	312,836	0.84	6,992,716
古河市	55,779,166	21,121,535	7,080,731	280,935	0.74	3,878,255
石岡市	34,353,225	9,909,554	5,144,178	240,468	0.59	3,388,725
結城市	19,418,777	7,071,704	2,974,853	185,119	0.71	2,067,717
龍ヶ崎市	29,252,004	10,197,179	4,154,063	220,586	0.73	2,938,067
下妻市	21,462,386	6,243,864	2,874,076	194,877	0.65	2,070,924
常総市	28,446,606	9,812,265	3,891,807	227,037	0.70	4,093,362
常陸太田市	25,920,114	5,307,895	4,980,872	194,365	0.40	6,342,192
高萩市	13,407,442	4,012,415	2,498,501	144,932	0.58	817,492
北茨城市	20,147,778	6,379,021	2,937,420	198,645	0.67	2,774,674
笠間市	34,279,256	9,839,420	5,700,991	234,493	0.58	7,449,507
取手市	46,390,791	13,839,834	7,383,325	254,369	0.62	2,312,577
牛久市	31,273,889	12,115,038	4,190,621	207,057	0.83	3,558,240
つくば市	112,958,322	50,595,798	18,641,165	388,451	1.06	11,325,388
ひたちなか市	58,613,335	25,525,265	7,950,000	328,726	0.93	4,037,209
鹿嶋市	26,563,358	11,380,054	3,828,292	186,583	0.98	2,220,616
潮来市	13,783,106	3,164,511	1,904,717	117,837	0.48	1,173,620
守谷市	31,727,823	12,196,723	3,765,602	207,614	0.97	4,078,650
常陸大宮市	24,724,766	5,102,839	3,758,688	176,825	0.42	5,129,719
那珂市	22,691,166	7,437,218	4,468,171	187,564	0.62	2,028,385
筑西市	46,601,167	15,367,559	5,596,538	266,070	0.67	5,577,052
坂東市	21,958,495	8,179,850	3,811,944	204,054	0.64	1,878,062
稲敷市	23,935,936	5,325,469	3,208,936	185,252	0.48	3,078,798
かすみがうら市	19,881,887	5,744,348	3,249,556	131,878	0.59	1,245,060
桜川市	21,703,180	4,766,993	2,868,361	171,487	0.47	4,352,117
神栖市	48,393,603	21,907,926	5,789,792	241,974	1.35	5,459,219
行方市	18,078,513	4,110,138	2,548,970	142,826	0.43	2,282,839
鉾田市	22,925,572	5,440,794	3,027,936	152,014	0.46	4,462,816
つくばみらい市	26,175,131	9,237,485	3,590,808	188,622	0.76	3,514,025
小美玉市	24,630,188	6,874,258	4,094,653	204,023	0.59	3,001,111

財政指標の説明

<財政力指数>

財政基盤の強さを示す指標です。標準的な行政活動を行う財源をどのくらい自力で調達できるかを示した指標で、財政力指数が大きいほど財政力が強いとみることができます。通常過去3か年の平均をいいます。

原則、単年度で「1」以上の市町村には、普通交付税は交付されません。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

<財政調整基金>

年度間の財源調整を図り、健全な財政運営に役立てることを目的として設置しており、本市では、大規模災害の発生による予期せぬ支出、年々増加する社会保障関連経費や緊急性の高い公共施設の老朽化対策経費の増大などに備えて、決算状況等により可能な範囲で積立を行っています。

【資料4-5】人口等類似市(Ⅱ－3)の状況(関東17市)

人口や産業構造等が類似する関東の市のうち、県内を含め16団体を抽出して比較しています。

給与及び報酬比較

県名	市名	人口 (R5.12.31現在) (人) 順位		市長 (R6.4.1現在) (円) 順位		副市長 (R6.4.1現在) (円) 順位		教育長 (R6.4.1現在) (円) 順位		議長 (R5.12.31現在) (円) 順位		副議長 (R5.12.31現在) (円) 順位		議員 (R5.12.31現在) (円) 順位	
茨城県	龍ヶ崎市	75,509	13	927,000	4	746,000	10	685,000	11	469,000	9	423,000	8	398,000	7
茨城県	笠間市	73,183	15	900,000	7	720,000	14	650,000	15	460,000	10	425,000	7	400,000	6
茨城県	牛久市	84,085	5	880,000	12	680,000	16	640,000	16	450,000	11	410,000	9	390,000	9
茨城県	守谷市	70,641	17	800,000	17	646,000	17	604,000	17	430,000	15	397,000	12	367,000	12
栃木県	日光市	76,413	11	960,000	1	760,000	8	675,000	14	490,000	5	410,000	9	380,000	11
埼玉県	行田市	78,416	9	933,000	2	780,000	2	702,000	6	482,000	7	429,000	5	407,000	4
埼玉県	飯能市	78,472	8	930,000	3	785,000	1	725,000	1	470,000	8	410,000	9	385,000	10
埼玉県	本庄市	77,285	10	890,000	11	756,000	9	697,000	9	425,000	17	374,000	17	353,000	16
埼玉県	志木市	76,312	12	868,000	13	764,000	7	722,000	2	430,000	15	378,000	15	357,000	15
埼玉県	和光市	84,728	3	852,000	15	730,000	13	698,000	8	437,000	12	392,000	13	367,000	12
埼玉県	桶川市	74,448	14	902,000	6	770,000	5	714,000	4	437,000	12	384,000	14	358,000	14
埼玉県	吉川市	72,678	16	845,000	16	715,000	15	677,000	13	431,000	14	376,000	16	353,000	16
千葉県	茂原市	86,613	1	900,000	7	775,000	3	700,000	7	485,000	6	435,000	4	405,000	5
東京都	狛江市	82,102	6	898,000	9	774,000	4	721,000	3	547,000	1	489,000	1	465,000	1
東京都	東大和市	85,085	2	895,000	10	766,000	6	710,000	5	529,000	3	484,000	2	458,000	2
東京都	あきる野市	79,513	7	860,000	14	740,000	11	695,000	10	510,000	4	456,000	3	433,000	3
神奈川県	綾瀬市	84,100	4	911,000	5	740,000	11	684,000	12	530,000	2	429,000	5	398,000	7

財政状況比較

県名	市名	歳出総額 (令和4年度) (千円)	市税収入 (令和4年度) (千円)	人件費 (令和4年度) (千円)	議会費 (令和4年度) (千円)	議員定数 (R5.12.31現在) (人)	財政力指数 (令和4年度)	財政調整基金 (令和4年度末) (千円)
茨城県	龍ヶ崎市	29,252,004	10,197,179	4,154,063	220,586	22	0.73	2,938,067
茨城県	笠間市	34,279,256	9,839,420	5,700,991	234,493	22	0.58	7,449,507
茨城県	牛久市	31,273,889	12,115,038	4,190,621	207,057	22	0.83	3,558,240
茨城県	守谷市	31,727,823	12,196,723	3,765,602	207,614	20	0.97	4,078,650
栃木県	日光市	42,406,364	13,258,207	7,803,976	271,120	24	0.56	8,403,419
埼玉県	行田市	29,405,151	10,567,331	4,782,499	245,676	20	0.68	8,162,459
埼玉県	飯能市	32,086,337	12,348,593	4,920,794	225,033	19	0.73	4,591,001
埼玉県	本庄市	31,405,620	11,894,196	4,379,252	233,402	21	0.73	17,069,421
埼玉県	志木市	31,080,254	11,426,833	3,736,492	182,470	14	0.82	5,209,280
埼玉県	和光市	32,224,362	16,432,591	4,214,262	215,461	18	1.04	4,036,829
埼玉県	桶川市	26,288,449	10,608,657	4,248,885	226,665	19	0.76	3,040,669
埼玉県	吉川市	25,832,983	10,162,459	3,687,062	205,049	20	0.82	4,016,119
千葉県	茂原市	33,368,379	12,665,668	5,387,975	258,982	22	0.78	3,808,126
東京都	狛江市	34,955,048	13,192,582	4,776,807	306,377	22	0.84	6,681,743
東京都	東大和市	37,579,090	13,057,169	4,611,922	284,941	22	0.80	7,746,568
東京都	あきる野市	35,422,973	11,129,224	4,785,943	257,705	21	0.70	4,137,570
神奈川県	綾瀬市	33,607,932	13,445,293	6,103,604	256,823	20	0.87	6,525,527

【資料5】議員報酬、職員給与、民間企業従業員給与の推移

議員の報酬、職員(係長級)の給与、民間企業従業員の給与について、過去5年間の推移を記載した。

月額

単位:円

	令和元年	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	月額	月額	前年比	月額	前年比	月額	前年比	月額	前年比
議員	398,000	398,000	0.00%	398,000	0.00%	398,000	0.00%	398,000	0.00%
職員(※1)	268,150	266,471	-0.63%	274,576	3.04%	264,027	-3.99%	269,947	2.24%
国(※1)	294,395	294,752	0.12%	293,862	-0.30%	293,155	-0.24%	293,083	-0.02%
民間給与(※2)	436,970	431,392	-1.28%	446,332	3.46%	456,133	2.20%	452,712	-0.75%

※1市HPに掲載「龍ヶ崎市の人事行政の運営等の状況について」のデータを引用。

「職員」…各年度の4月1日時点の、経験年数10年以上15年未満の職員給料(地域手当は含まない)の平均額

※2〔出典〕人事院「職種別民間給与実態調査(令和元年度から令和5年度)」

「企業規模500人以上の事務係長(大学卒)の「きまって支給する給与」から時間外手当を除いた額。賞与については事務・技術等従業員の特別給の支給平均額。

(設置)

第1条 龍ヶ崎市特別職職員の報酬等の適正を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4の規定に基づき、龍ヶ崎市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、龍ヶ崎市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料に関し、市長の諮問に応じ、必要な事項を調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市内の公共的団体等の代表者又はその指名する者

(2) 学識経験者

(3) 公募の市民(龍ヶ崎市まちづくり基本条例(平成26年龍ヶ崎市条例第58号)第3条第1号に規定する市民(法人その他の団体を除く。))という。)

3 委員の任期は、当該諮問に関わる事案の審議が終了したときまでとする。

(会長等)

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会の代表となる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部人事行政課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営等について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和46年7月17日条例第20号)

この条例は、昭和46年8月1日から施行する。

付 則(平成10年12月16日条例第27号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成13年3月21日条例第17号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成18年12月28日条例第50号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成20年12月24日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年3月28日条例第4号)

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

付 則(平成26年3月28日条例第26号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成27年3月23日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 旧教育長の在職期間においては、第2条の規定による改正後の龍ヶ崎市職員定数条例第1条の規定、第3条の規定による改正後の龍ヶ崎市市長、副市長及び教育長の育児等と公務に関する条例第1条から第6条までの規定、第4条の規定による改正後の龍ヶ崎市特別職報酬等審議会条例第2条の規定並びに第5条の規定による改正後の龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条第1項及び別表第1の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の龍ヶ崎市職員定数条例第1条の規定、第3条の規定による改正前の龍ヶ崎市市長及び副市長の育児等と公務に関する条例第1条から第6条までの規定、第4条の規定による改正前の龍ヶ崎市特別職報酬等審議

会条例第2条の規定並びに第5条の規定による改正前の龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条第1項及び別表第1の規定は、なおその効力を有する。

付 則(平成27年6月30日条例第27号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年9月1日から施行する。

付 則(平成30年3月22日条例第10号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(令和5年3月14日条例第4号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(目的及び適用範囲)

第1条 この条例は、次に掲げる特別職に属する職員の給与及び旅費について定めることを目的とする。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長

(給与の種類)

第2条 給与は、別に条例で定めるもののほか、給料、通勤手当及び期末手当とする。

(給料)

第3条 給料月額、別表第1に掲げる額とする。

(通勤手当)

第3条の2 通勤手当の月額、龍ヶ崎市職員の給与に関する条例(昭和32年龍ヶ崎市条例第134号。以下「給与条例」という。)第12条の3第2項の規定を準用して算出された額とする。

(期末手当)

第4条 期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の167.5」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が市規則で定める級以上であるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

(給与の支給)

第5条 給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、給与条例の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。

(旅費の支給)

第6条 公務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の種類は、一般職の職員の旅費の種類例による。

(車賃等の額)

第7条 内国旅行における車賃、日当、宿泊料及び食事料の額は、別表第2の定額による。

2 外国旅行における日当、宿泊料、食事料及び死亡手当の額は、別表第3の定額による。

3 前2項以外の旅費の額は、一般職の職員の例による。

(旅費の支給方法)

第8条 旅費の支給方法は、一般職の職員の旅費支給の例による。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、旅費に関する規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用する。

2 この条例の施行の日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

3 公用車を利用した場合には、第7条の規定にかかわらず、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。

4 第5条の規定により、昭和51年12月に支払われた期末手当の額は、龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和51年龍ヶ崎市条例第34号。以下「昭和51年改正条例」という。)による改正前の龍ヶ崎市職員の給与に関する条例第20条に定める割合100分の210に基づいて算出した額で支払われた場合は、当該支払われた期末手当の額は、昭和51年改正条例による改正後の龍ヶ崎市職員の給与に関する条例第20条の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額とみなし、昭和52年3月に支給される期末手当の額の算出については、第4条の規定にかかわらず、龍ヶ崎市職員の給与に関する条例第20条中「3月に支給される場合においては、100分の50」とあるのは「3月に支給する場合においては100分の40」とする。

5 平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条の規定の適用については、同条中「「100分の160」と、」とあるのは、「「100分の145」と、」とする。

付 則(昭和33年4月1日条例第7号)

この条例は、昭和34年4月1日から施行する。

付 則(昭和34年10月1日条例第22号)

この条例は、昭和34年10月1日から施行する。

付 則(昭和36年1月17日条例第2号)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和35年10月1日から適用する。

2 この条例の施行前に改正前の条例の規定に基づいて既に支払われた昭和35年10月1日から昭和35年12月末日までの期間に係る給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

付 則(昭和37年2月20日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和36年10月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正前の条例の規定に基づいて、切替日から施行日の前日までの間に、市長、助役、収入役に支払われた給与は改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
付 則(昭和38年3月27日条例第4号)
この条例は、昭和38年4月1日から施行する。
付 則(昭和39年3月28日条例第4号)
- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和38年10月1日から適用する。
- 2 改正前の条例の規定に基づいて、切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
付 則(昭和40年3月25日条例第5号)
この条例は、昭和40年4月1日から施行する。
付 則(昭和41年3月26日条例第4号)
この条例は、昭和41年4月1日から施行する。
付 則(昭和42年3月23日条例第3号)
この条例は、昭和42年4月1日から施行する。
付 則(昭和43年3月25日条例第4号)
この条例は、公布の日から施行し、昭和43年1月1日から適用する。ただし、別表第2の改正規定は、昭和43年4月1日から施行する。
付 則(昭和44年3月20日条例第3号)
この条例は、昭和44年4月1日から施行する。
付 則(昭和44年6月25日条例第14号)
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用するものとし、旅費に関する改正規定は、昭和44年5月10日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正前の条例の規定に基づいて、切替日から施行の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
付 則(昭和45年3月26日条例第3号)
この条例は、昭和45年4月1日から施行する。
付 則(昭和46年10月1日条例第28号)
この条例は、昭和46年10月1日から施行する。
付 則(昭和48年7月1日条例第22号)
この条例は、公布の日から施行する。
付 則(昭和48年12月25日条例第31号)
この条例は、昭和49年1月1日から施行する。
付 則(昭和49年12月23日条例第35号)
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年9月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正前の条例の規定に基づいて、昭和49年9月1日からこの条例の施行日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
付 則(昭和50年3月18日条例第16号)
この条例は、昭和50年4月1日から施行する。
付 則(昭和51年10月8日条例第26号)
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和51年9月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正前の条例の規定に基づいて、昭和51年9月1日からこの条例の施行日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
付 則(昭和51年12月22日条例第35号)
この条例は、公布の日から施行する。
付 則(昭和52年10月4日条例第24号)
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和52年9月1日から適用する。
(給与の内払)

- 2 改正前の条例の規定に基づいて、昭和52年9月1日からこの条例の施行日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
付 則(昭和53年12月7日条例第23号)
この条例は、昭和54年1月1日から施行する。
付 則(昭和54年9月26日条例第17号)
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和54年9月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正前の条例の規定に基づいて、昭和54年9月1日からこの条例の施行日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
付 則(昭和55年9月26日条例第16号)
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和55年9月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正前の条例の規定に基づいて、昭和55年9月1日からこの条例の施行日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
付 則(昭和59年3月19日条例第6号)
この条例は、昭和59年4月1日から施行する。
付 則(昭和61年3月18日条例第6号)
この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
付 則(昭和62年3月19日条例第7号)
- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行し、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用する。
- 2 特別車両料金及び座席指定料金については、当分の間、県内旅行にあっては、第7条の規定にかかわらず支給しない。
付 則(昭和63年3月18日条例第6号)
この条例は、昭和63年4月1日から施行する。
付 則(平成2年3月20日条例第5号)
この条例は、平成2年4月1日から施行する。
付 則(平成2年12月26日条例第16号)
- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第4条の規定は、平成2年4月1日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。
付 則(平成3年3月19日条例第4号)
この条例は、平成3年4月1日から施行する。
付 則(平成3年12月19日条例第28号)
この条例は、平成4年1月1日から施行する。
付 則(平成4年3月21日条例第3号)
この条例は、平成4年4月1日から施行する。
付 則(平成6年3月24日条例第6号)
この条例は、平成6年4月1日から施行する。
付 則(平成9年3月21日条例第7号)
この条例は、平成9年4月1日から施行する。
付 則(平成10年3月25日条例第2号)
この条例は、平成10年4月1日から施行する。
付 則(平成14年3月27日条例第32号)
- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
付 則(平成14年12月10日条例第55号)
この条例は、公布の日から施行する。
付 則(平成14年12月10日条例第61号抄)
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条並びに付則第5項、第7項及び第8項の規定は平成15年4月1日から、第3条及び第6条の規定は公布の日から施行する。

付 則(平成15年11月25日条例第34号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成16年4月1日から施行する。
(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 4 平成15年12月に支給する期末手当(以下この項において「期末手当」という。)の額は、第1条の規定による改正後の龍ヶ崎市職員の給与に関する条例第20条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで若しくは第24条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項又は龍ヶ崎市職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年龍ヶ崎市条例第6号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(市規則で定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき給料(給料の調整額を含む。)、管理職手当、扶養手当、住居手当及び通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の市規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して市規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - (2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額
- 5 龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例並びに教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の適用を受ける者の平成15年12月に支給する期末手当の額については、龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第4条及び第5条並びに教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例第1条第4項及び第5項の規定にかかわらず、前項の規定は適用しない。
(市規則への委任)
- 6 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

付 則(平成16年6月21日条例第23号)

- 1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則(平成18年12月28日条例第50号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月26日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例は、平成19年4月1日以後に出発する外国旅行に係る旅費について適用し、同日前に出発する外国旅行に係る旅費については、なお従前の例による。

付 則(平成21年5月29日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年11月30日条例第26号)

この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成22年11月30日条例第25号)

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成26年12月25日条例第60号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第4条の規定は、平成26年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

付 則(平成27年3月23日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年3月24日条例第14号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成27年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

付 則(平成28年12月26日条例第45号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第4条の規定は、平成28年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

付 則(平成29年3月29日条例第11号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(平成30年3月22日条例第15号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成29年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

付 則(平成30年12月21日条例第51号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成30年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

付 則(令和元年12月18日条例第37号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和元年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

付 則(令和2年11月30日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

付 則(令和4年3月18日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第4条の規定により読み替えて準用する龍ヶ崎市職員の給与に関する条例(昭和32年龍ヶ崎市条例第134号)第20条第2項、第4項又は第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、165分の10を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

付 則(令和4年12月8日条例第25号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和4年12月1日から適用する。
- (期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

付 則(令和5年12月7日条例第41号)
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和5年12月1日から適用する。
- (期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

別表第1(第3条関係)

区分	給料月額
市長	927,000円
副市長	746,000円
教育長	685,000円

別表第2(第7条関係)

内国旅行の旅費

区分	車賃(1キロメートルにつき)	日当	宿泊料		食事料(1夜につき)
			県内	県外	
市長、副市長及び教育長	37円	1,000円	11,000円	12,000円	2,000円

別表第3(第7条関係)

外国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食事料

区分	日当(1日につき)			宿泊料(1日につき)			食事料(1夜につき)
	指定都市	甲地方	乙地方	指定都市	甲地方	乙地方	
市長、副市長及び教育長	7,200円	6,200円	5,000円	22,500円	18,800円	15,100円	6,700円

備考

- 1 指定都市とは、[国家公務員等の旅費支給規程\(昭和25年大蔵省令第45号。以下「支給規程」という。\)](#)第17条に規定する都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として[支給規程第18条](#)に規定する地域のうち指定都市の地域以外の地域で[支給規程第19条](#)に規定する地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方の地域以外の地域(本邦を除く。)をいう。
- 2 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、乙地方につき定める額とする。
- 2 死亡手当の額 520,000円

(議員報酬)

第1条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、別表のとおりとする。

(議員報酬の支給)

第2条 議長及び副議長にはその選挙された日から、議員にはその任期が開始する日から、それぞれ議員報酬を支給し、議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散により、その職を離れたときは、その日までの議員報酬を支給する。

2 前項の規定に基づく日割りによる議員報酬の算出方法は、別表に定める議員報酬の月額を当該月の日数で除して得た額に、それぞれの職の在職日数を乗じて得た額とする。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 前2項に規定する以外の支給条件及び支給方法については、龍ヶ崎市職員の給与に関する条例(昭和32年龍ヶ崎市条例第134号)の適用を受ける職員(以下「一般職職員」という。)の例による。

(期末手当)

第3条 議長、副議長及び議員に期末手当を支給する。

2 議長、副議長及び議員の期末手当の額並びにその支給条件及び支給方法については、龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和32年龍ヶ崎市条例第138号)の適用を受ける職員の例による。

(費用弁償)

第4条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項により支給する旅費の額は、別表に掲げる職に相当する職員の受ける旅費の額に相当する額を支給する。

3 前項に定めるもののほか、議長、副議長及び議員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(規則への委任)

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、市規則で定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。

2 昭和31年度に限り第5条の規定に拘わらず、同条中「6月15日」を「9月30日」と読み替えるものとする。

3 第5条の規定により、昭和51年12月に支払われた期末手当の額は、龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和51年龍ヶ崎市条例第34号。以下「昭和51年改正条例」という。)による改正前の龍ヶ崎市職員の給与に関する条例第20条に定める割合100分の210に基づいて算出した額で支払われた場合は、当該支払われた期末手当の額は、昭和51年改正条例による改正後の龍ヶ崎市職員の給与に関する条例第20条の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額とみなし、昭和52年3月に支給される期末手当の額の算出については、第5条の規定にかかわらず、龍ヶ崎市職員の給与に関する条例第20条中「3月に支給する場合においては100分の50」とあるのは「3月に支給する場合においては100分の40」とする。

付 則(昭和32年7月2日条例第130号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和32年7月1日から適用する。

付 則(昭和32年12月20日条例第145号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和32年12月15日に支給する期末手当の分から適用する。

付 則(昭和33年4月1日条例第8号)

この条例は、昭和33年4月1日から施行する。

付 則(昭和33年12月19日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和33年12月15日に支給する期末手当の分から適用する。

付 則(昭和34年6月27日条例第16号)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和34年6月15日から適用する。

2 昭和34年6月15日に支給する期末手当の額のうち、改正前の龍ヶ崎市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の規定により算出した額との差額は、この条例施行の日から30日以内に支給する。

付 則(昭和35年7月1日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年6月15日に支給する期末手当の分から適用する。

付 則(昭和36年1月17日条例第1号)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和35年10月1日から適用する。

2 この条例の施行前の改正前の条例の規定に基づいて既に支払われた昭和35年10月1日から昭和35年12月末日までの期間に係る報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

付 則(昭和37年2月20日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和36年10月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 2 改正前の条例の規定に基づいて、切替日から施行日の前日までの間に議員に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

付 則(昭和38年3月27日条例第1号)

- 1 この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

- 2 第5条の規定については、昭和37年12月15日の支給にかかる期末手当の分から適用し、改正前の条例の規定により同日支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

付 則(昭和39年3月28日条例第2号)

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

付 則(昭和41年3月26日条例第3号)

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

付 則(昭和43年3月25日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年1月1日から適用する。

付 則(昭和44年6月25日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 2 改正前の条例の規定に基づいて、切替日から施行日までの間に議員に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

付 則(昭和45年3月26日条例第2号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

付 則(昭和46年10月1日条例第27号)

この条例は、昭和46年10月1日から施行する。

付 則(昭和47年4月1日条例第6号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則(昭和47年12月25日条例第35号)

この条例は、昭和48年1月1日から施行する。

付 則(昭和48年12月25日条例第30号)

この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

付 則(昭和49年12月23日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年9月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 2 改正前の条例の規定に基づいて、昭和49年9月1日からこの条例の施行日の前日までの間に議員に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

付 則(昭和51年10月8日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和51年9月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 2 改正前の条例の規定に基づいて、昭和51年9月1日からこの条例の施行日の前日までの間に議員に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

付 則(昭和51年12月22日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和52年10月4日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和52年9月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 2 改正前の条例の規定に基づいて、昭和52年9月1日からこの条例の施行日の前日までの間に議員に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

付 則(昭和53年9月30日条例第21号)

この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

付 則(昭和54年9月26日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和54年9月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 2 改正前の条例の規定に基づいて、昭和54年9月1日からこの条例の施行日の前日までの間に議員に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

付 則(昭和55年9月26日条例第15号)
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和55年9月1日から適用する。
(報酬の内払)
- 2 改正前の条例の規定に基づいて、昭和55年9月1日からこの条例の施行日の前日までの間に議員に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

付 則(昭和59年3月19日条例第5号)
この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則(昭和61年3月18日条例第4号)
この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則(昭和63年3月18日条例第4号)
この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則(平成2年3月20日条例第3号)
この条例は、平成2年4月1日から施行する。

- 付 則(平成2年12月26日条例第17号)
- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の龍ヶ崎市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第2項の規定は、平成2年4月1日から適用する。
 - 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の龍ヶ崎市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

付 則(平成4年3月21日条例第2号)
この条例は、平成4年4月1日から施行する。

付 則(平成6年3月24日条例第5号)
この条例は、平成6年4月1日から施行する。

付 則(平成9年3月21日条例第5号)
この条例は、平成9年4月1日から施行する。

付 則(平成12年3月27日条例第30号)
この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成13年9月28日条例第47号)
この条例は、平成13年10月1日から施行する。

付 則(平成15年3月26日条例第14号)
この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成16年3月24日条例第16号)
この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成18年12月28日条例第50号抄)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 3 第3条の規定による改正後の龍ヶ崎市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則(平成20年3月25日条例第19号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の龍ヶ崎市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に議長、副議長及び議員が議会の招集に応じ出席するときの費用弁償について適用し、同日前に議長、副議長及び議員が議会の招集に応じ出席したときの費用弁償については、なお従前の例による。

付 則(平成20年12月24日条例第46号)
この条例は、公布の日から施行する。

別表(第1条、第2条第2項及び第4条第2項関係)

区分	議員報酬の月額	旅費の額(相当する職)
議長	469,000円	市長
副議長	423,000円	副市長
議員	398,000円	副市長